

接続節における要求表現：並列節と補足節

大森晃[†]

ohmori@ms.kagu.tus.ac.jp

WWW上の日本語ウェブページが発信する情報のなかには、諸種の物事に対する要求も含まれている。要求の情報源としてWWWを利用するためには、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出が重要な課題になる。この課題の克服に近づくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、「文から要求を抽出するための言語学的基礎論」を整えていく必要がある。そのような言語学的基礎論の設定に向けて、(1)文レベルでの要求概念の定義、(2)所与の文が要求を表現しているか否かを判別するために必要な言語学的知識、がすでに与えられている。文から要求を抽出するための言語学的基礎論の一部として、さらに(3)複文における諸種の接続節における要求表現の可否や、要求を表現し得る接続節はどのような場合に要求を表現するのかに関する言語学的知識、が必要である。本論文では、諸種の接続節のうち並列節と補足節を取り上げて、上記(3)を明らかにした。

A Requirement Expression in a Connective Clause: Parallel Clause and Complementary Clause

AKIRA OHMORI[†]

Those pieces of information which Japanese web pages in the WWW transmit include requirements to a variety of things. In order to use WWW as the information source of requirements, it becomes an important problem to extract requirements from sentences described in Japanese web pages. To get closer to conquest of this problem, it is necessary to create "a linguistic foundation to extract requirements from a sentence" without conducting methodological study hastily. Toward creation of such a linguistic foundation, the following (1) and (2) have been already given: (1) A definition of the concept of requirement at sentence level; (2) Linguistic knowledge which is necessary to judge whether a given sentence expresses a requirement. As a part of a linguistic foundation to extract requirements from a sentence, furthermore, the following (3) is necessary: (3) Linguistic knowledge about what kind of connective clause in a complex sentence can or cannot express a requirement; and about what situation the connective clause that can express a requirement expresses a requirement in. This paper has addressed a parallel clause and a complementary clause among a variety of connective clauses, and has clarified the above (3).

1. はじめに

WWW上の日本語ウェブページは諸種の物事（例えば、マンション、PC、学習塾、耐震強度、薬害、いじめ）に関わる情報を多数発信しており、それらの情報のなかには諸種の物事に対する要求も含まれている。一般に、あらゆる産業において要求は既存の物事の改善、新しい物事の発案にとって重要な契機となることから、要求を把握することは非常に重要な活動として位置づけることができる。要求を把握するための情報源のひとつとして、大規模で電子的な情報資源であるWWWは貴重である。特に、ある物の利用者や、ある事への関係者を特定できず、その利用者や関係者から直接的に要求を聞くことができない状況では、要求の情報源としてのWWWの貴重性はますます高くなる。要求の情報源としてWWWを利用するためには、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出が重要な課題になる。

要求抽出に関連する技術研究として、金山ら[1]は文集合から要望表現（要望を表現する文）を自動抽出する技術を研究している。文からの要求抽出に関連する手法研究として、内山ら[2]は要求文（要求を表現する文）の認定手法を提案し、要求文として認定された文から要求を抽出する手法も提案している。また、乾ら[3]と大塚ら[4]は、内山ら[2]による要求文の認定手法について、その「客観性」、「再現性」および「有効性」の検証を試みている。要求抽出に関するこれらの方法論研究（手法や技術の研究）においては、共通して要求の概念規定が示されていない。そのため、まずは要求とは何であるかが曖昧である。これに起因して、所与の文について、文中の何を要求抽出の対象とするのかが曖昧であり、要求文か否かの判別にも曖昧さが残る。文からの要求抽出に関する研究を行うにあたって、そのような曖昧さを極力残さないために、要求の概念規定を明示しておくことは非常に重要なことであると考えられる。また、要求抽出に関するこれらの方法論研究では、アンケート調査における回答文を対象にしてきた。この種の回答文は、ウェブページに記述されている文に比べれば、書き手の多様性、主題の多様性、主観性－客観性という対立における多様性、書き言葉－話し言葉という対立における多様性など、諸点について文の多様性が小さい。

要求抽出に関する研究のこのような状況から、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出を課題とする研究は、萌芽期にあると言える。研究の萌芽期にあつて当該課題の克服に近づくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、「文から要求を抽出するための言語学的基礎論」を整えていく必要がある。

上記の点を踏まえて大森[5]は、そのような言語学的基礎論を整えていく研究の一環として、(1)文レベルで要求概念の定義を与え、(2)所与の文が要求文（要求を表現する文）であるか否かを判別するために必要な、ひとつのまとまった言語学的知識として

[†] 東京理科大学
Tokyo University of Science

「話し手の要求の態度」と「他者の要求の態度」を明らかにしている。ただし現状では、この知識を確実に適用できるのは、単文と、複文の主節に限られる。そのため、複文における諸種の接続節[a]における要求表現の可否や、要求を表現し得る接続節はどのような場合に要求を表現するのかに関する言語学的知識を明らかにすることが、課題として残されている。要求抽出に関するこれまでの方法論研究[1][2][3][4]、および基礎論研究[5]は、そのような言語学的知識を何ら与えていない。

本論文では、まず大森[5]による要求概念の定義、要求の態度[b]について概観し、その上で複文の接続節における要求表現の可否や、要求を表現し得る接続節はどのような場合に要求を表現するのかを明らかにすることを目的とする。複文に現れる接続節の種別については、日本語文法研究者の間で相違が見受けられる[6][7][8][9]。本論文では、接続節の種別は益岡ら[6]に従う。彼らによれば、接続節は並列節と従属節とに分けられ、従属節はさらに補足節、連体節、副詞節に分けられる。本論文では、これらの接続節のうち並列節と補足節を対象にする。なお、原則として、接続節における要求表現の可否については、要求の態度という言語学的知識を利用して検討する。

2. 要求概念の定義

益岡[10]によれば、文は意味的には事態（広義の出来事）を表す領域と話し手（表現者）の態度（事態の捉え方、文の述べ方）を表す領域からなる。また、日本語文には事態の望ましさを表す表現を含むものがある。大森[5]は、文に描かれている事態のうち望ましい事態が要求抽出の対象となる候補であるという立場にたって、要求とは何かについて独自に考察し、文レベルで要求という概念を以下のように定義し、その上で、要求を表現する文を**要求文**と呼んでいる。

《要求概念の定義》

要求とは、文に描かれている事態のうち、発話時に以下の条件を満たす事態である。

条件1：当該事態は、それを捉える当事者にとって望ましい事態である。

条件2：当該事態は、当該当事者にとって未実現である。

条件3：当該事態の実現主体として、個人、集団、組織など、意志を持つ主体が存在する。

条件4：当該当事者は、当該事態の実現を、当該事態の実現主体に求めている。

本定義において用いられている「発話時」という概念は「事態の発話時」を意味し

a) 益岡ら[6]によれば、複文は複数の節で構成され、文末の述語を中心とした節は主節と呼ばれ、主節以外の節は一括して接続節と呼ばれる。

b) 本論文では、大森[5]が呼称しているところの「話し手の要求の態度」と「他者の要求の態度」を総じて「要求の態度」と呼ぶ。

ていることに注意が必要である。そこで、事態の発話時について概説しておく。以下の文例[10]を見てみよう[c]。

文例1：ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだよ。

本文例では、「昨夜激しく雪が降った」という事態は引用によって表現されたものではなく、当該事態が時間軸上で最初に発話された時点（この時点が「**事態の発話時**」と呼ばれる）は、当該文の発話時である。したがって、上記の4条件が当該文の発話時（つまり、当該事態の発話時）に成立すれば、当該事態は要求であると判別できる。

一方、文の発話時と事態の発話時が異なる場合がある。以下の文例[10]を見てみよう。

文例2：両氏が交代する場合は、「挙党態勢」構築を目指し、規模の大きい橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、…

本文例において、引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態に着目する。当該事態が時間軸上で最初に発話された時点（つまり、当該事態の発話時）は、「首相に近い党幹部」が「両氏が交代する場合は、……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい」と発話した時点であり、当該文の発話時より前である。この場合、上記の4条件が当該事態の発話時に成立すれば、当該事態は要求であると判別できる。

大森[5]による要求概念の定義では、事態の望ましさを判断する基準時を当該事態の発話時とすることによって、文中で引用によって表現されている事態と、そうでない事態との双方を統一的に扱えるようになっている。以下、単に「**発話時**」と表現する場合、それは事態の発話時を意味するものとする。

なお大森[5]は、「うん、望ましい。」とか「必要だ!」というような、話し手の態度のみを表し、事態が描かれていない文は、要求概念の定義に照らして要求文にはなり得ないことから論外としている。この点は、本論文でも同様である。

3. 要求の態度

3.1 話し手の要求の態度

大森[5]は、仁田[11]の日本語モダリティ論や益岡ら[6]の日本語文法論を参考にして、話し手の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為（要求）の態度を発話時に帯びる文は要求文であると判別できるということを明らかにしている。ここで、当為（要求）の態度は、「～べきだ」、「～なければならない」のような述語の基本形をとって表される当為の態度である。

c) 本論文では、文献から引用した文例については参考文献を明記する。参考文献を明示していない文例は、自作の文例である。

大森[5]は、これらの態度を総じて「話し手の要求の態度」と呼んでいる。話し手の要求の態度という言語学的知識は、これによって所与の文が話し手の要求を表現する要求文であるか否かを、要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようになるという意味で、有用である。

3.2 他者の要求の態度

大森[5]は、話し手が引用の形式を用いないで他者の要求を代弁したり、伝達したりする文について考察している。結果として、文が引用の形式を取らないで話し手にとって既定の事態を表し、発話時に他者の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を帯びる場合には、当該文は他者の要求を表現しており、要求文であると判別できるとしている。そして、引用の形式を用いることなく、話し手にとって既定の事態のなかに埋め込まれた他者の命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を総じて「他者の要求の態度」と呼んでいる。例えば、以下の文例[5]を見てみよう。

文例 1: 山田君はアメリカの大学へ進学したがっている。

本文例における「山田君はアメリカの大学へ進学したがっている」は、話し手にとって既定の事態（心理的な事態）である。そして、そのなかに「山田君」の希望の態度が「(し) たがっている」によって埋め込まれている。

他者の要求の態度という言語学的知識は、これによって所与の文が他者の要求を表現する要求文であるか否かを、要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようになるという意味で、有用である。

3.3 要求の態度を表す表現

大森[5]によれば、要求の態度を表す表現には、文法的な表現形式と、語彙的表現がある。これらの表現は、所与の文が要求の態度を帯びるか否かを判別する上で具体的な手がかりとなり、具体的な言語学的知識として有用である。例えば「～しろ」、「～してくれ」、「～するな」、「～しよう」、「～してほしい」、「～してほしいがっている」、「～べきだ」は、要求の態度を表す文法的な表現形式である。また、例えば「命じる」、「命じている」、「頼む」、「頼んでいる」、「禁じる」、「禁じている」、「誘う」、「誘っている」、「望む」、「望んでいる」、「望ましい」は、要求の態度を表す語彙的表現である。

4. 並列節における要求表現

並列節は主節に対して対等に並ぶ関係で結びつく接続節であり、並列節には主節と対立することなく単純に並ぶ関係にある順接的並列と、主節と互いに対立する関係にある逆接的並列がある[6]。本論文では、これらをそれぞれ順接的並列節、逆接的並列節と呼ぶことにする。

4.1 順接的並列節

まず、以下の文例を見てみよう。

文例 1: [田中さんが要求定義書を作り], [中野君が設計をし], 野田君が実装を行ってください[d].

本文例の主節は、要求の態度を表す表現「(行っ) てください」を伴って要求の態度を帯びている。一方、2つの順接的並列節には要求の態度を表す表現は現れていない。しかしながら、これらの順接的並列節は主節における「てください」という表現を意味的には共有している。したがって、本文例における2つの順接的並列節は、主節が帯びる態度に依存して主節と同様に要求の態度を帯びており、要求を表現している。**要求に相当する事態**（つまり、要求であると判別できる事態）は、それぞれ「田中さんが要求定義書を作る」、「中野君が設計をする」である。

また、以下の文例を見てみよう。

文例 2: [お母さんにはお小遣いを値上げしてほしい], お父さんには旅行に連れて行ってほしい。

本文例の順接的並列節は、要求の態度を表す表現「(し) てほしい」を伴っている。当該の順接的並列節は、主節と単純に並ぶ関係にあるという性格上、主節が帯びる態度に依存することなく単独で要求の態度を帯びている。そして、要求を表現している。要求に相当する事態は「お母さんがお小遣いを値上げする」である。

以上のことから、順接的並列節は要求を表現し得る。そして順接的並列節は、要求の態度を表す表現を伴わなくとも、主節が帯びる態度に依存して要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。また、要求の態度を表す表現を伴って要求の態度を帯びる場合にも、要求を表現すると言える。

4.2 逆接的並列節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [君は学校へ行くべきだが], 私は行かない。

本文例の逆接的並列節は、要求の態度を表す表現「べきだ」を伴っている。この場合、当該の逆接的並列節が「べきだ」によって要求の態度を帯びるか否かが問題となる。この問題を検討するために、本文例における逆接的並列節と主節を以下のように単文化してみる。ここで、複文の節を単文化するとは、当該節における事態と態度の明示的あるいは暗示的な表現を、必要があれば補足語[6]を補充して、単文によって表現することである。主節の単文化に際しては「学校へ」という補足語を補充してある。

単文化（並列節）：君は学校へ行くべきだ。

単文化（主節）：私は学校へ行かない。

このとき文例 1 は、これらの単文表現を用いて、以下のようにほぼ同義の連文[e]によって表現できる。逆接的並列節に現れる接続助詞「が」は、接続詞「しかし」に

d) 以下、文例として示す複文において、半角括弧記号“[”と“]”で囲んだ部分が接続節であり、その他の部分が主節である。

e) 本論文では、連文という用語を、それほど多くない複数の文のつながりという意味で用いる。

置き換えてある。

同義連文(文例1): 君は学校へ行くべきだ。しかし、私は学校へ行かない。

この同義連文における第1文は、文例1の逆接的並列節に対応している。そして、こうした同義連文表現が可能であるということは、当該の逆接的並列節について「君は学校へ行くべきだ。」という言い切りが可能であることを意味している。したがって、当該の逆接的並列節は「べきだ」によって要求の態度を帯びており、要求を表現している。要求に相当する事態は「君が学校へ行く」である。

以上のことから、逆接的並列節は要求を表現し得る。そして逆接的並列節は、要求の態度を表す表現を伴って要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5. 補足節における要求表現

補足節には以下のような3つのタイプがある[6].

- (a)形式名詞[f]「こと」、「の」、「ところ」を伴う補足節.
- (b)疑問表現の補足節.
- (c)引用節(引用の形式をとる補足節).

本節では、これらの補足節について検討する。

5.1 形式名詞「こと」、「の」、「ところ」を伴う補足節

益岡ら[6]によれば、このタイプの補足節は「名詞相当表現+格助詞」の形式で表される[g]。ここで、名詞相当表現に名詞の性質を与えるのが形式名詞の「こと」、「の」、「ところ」である。本論文では、形式名詞「こと」、「の」、「ところ」を伴う補足節を、それぞれコト補足節、ノ補足節、トコロ補足節と呼ぶことにする。

5.1.1 コト補足節

以下の文例を見てみよう。

文例1: [特定のフォルダにファイルを移動したいことが]多い。

本文例のコト補足節は「事態+要求の態度を表す表現+こと+格助詞」の形式で表されており、要求の態度を表す表現として「(移動し)たい」を伴っている。この場合、当該のコト補足節が、「(移動し)たい」によって要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

宮島ら[7]は、埋め込み節[h]における「の」と「こと」の相違について、「ノはそれ自体、実質的な意味を担うことはなく、名詞化の機能のみを担う。一方、コトは「事柄」、「事実」といった実質的な意味をもつ名詞としての用法ももつ。その性質が、埋

f) 「の」、「こと」、「もの」のように、名詞の性質を持ちながら意味的に希薄で、修飾要素なしでは使えない名詞が形式名詞である[6].

g) 益岡ら[6]は、補足節の文例として「漢字を覚えることは難しい。」を挙げている。この文における「は」は格助詞ではない。本論文では「名詞相当表現+は」も補足節として捉える。

h) 埋め込み節は、益岡ら[6]の補足節から格助詞を除いたものに相当する。

め込み節をつくる場合にも現れ、節の内容をひとつのまとまった事柄として捉えている場合にコトが用いられるのであろう」としている。また益岡[10]は、文の表現に「こと」を付加することは、文の表現から通常それが帯びるモダリティ性を剥奪し、文の表現を命題化するということである、としている。

こうした文法論的見解は、文の表現に形式名詞「こと」が付加されると、当該文の表現は、単に名詞化するだけでなく、それが帯びている態度が剥奪されて事態を表す表現になる(つまり、事態化する)ことを意味する。態度の剥奪と、文表現の事態化について理解を深めるために、以下の文例を見てみよう。

文例2: 特定のフォルダにファイルを移動したい。

本文例は、要求の態度を表す表現「(移動し)たい」によって要求の態度を帯びている。しかしながら、本文例は、以下に示すように形式名詞「こと」が付加されると、要求の態度が剥奪されて事態を表す表現になる。

事態化(文例2): 特定のフォルダにファイルを移動したいこと。

したがって、文例1のコト補足節は、「(移動し)たい」という要求の態度を表す表現を伴ってはいるが、そこでは要求の態度は剥奪されており、要求の態度を帯びることはできない。そのため、文例1のコト補足節に描かれている「(話し手が)特定のフォルダにファイルを移動する」という事態は、要求にはなり得ない。

文例1と同様の形式で表されるコト補足節を含む文例を以下に見てみよう。

文例3: [多くのPCユーザがバッテリー寿命を延ばしてほしがっていることを]伝えてほしい。

本文例のコト補足節は「(延ばし)てほしがっている」という要求の態度を表す表現を伴っている。しかしながら、文例1と同様の理由から、当該のコト補足節は要求の態度を帯びることができず、そこに描かれている「(誰かが)バッテリー寿命を延ばす」という事態は要求にはなり得ない。

結果として、「事態+要求の態度を表す表現+こと+格助詞」の形式で表されるコト補足節は、要求の態度を帯びることはなく、そこに描かれている事態を要求として表現することはできない。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例4: [厚生労働省が年金問題を早く解決することを]希望する。

本文例では、主節は要求の態度を表す表現(語彙的表現)[i]である「希望する」によって要求の態度を帯びている。本文例の場合、コト補足節において「~こと」の形式によって描かれている「厚生労働省が年金問題を早く解決すること」という事態が、要求に相当する事態である。

i) 3.3節で述べたように要求の態度を表す表現には、文法的な表現形式と、語彙的表現がある。本論文では、主として表現形式を対象にしている場合には「要求の態度を表す表現(表現形式)」と記し、主として語彙的表現を対象にしている場合には「要求の態度を表す表現(語彙的表現)」と記すこととする。

以上のことから、コト補足節は要求を表現し得る。そしてコト補足節は、主節が要求の態度を表す表現（語彙的表現）を伴って要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5.1.2 ノ補足節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [PC のバッテリー寿命を 10 時間以上にしてほしいのを], だれも分かってくれない。

本文例のノ補足節は「事態+要求の態度を表す表現+の+格助詞」の形式で表されており、要求の態度を表す表現として「(し) てほしい」を伴っている。この場合、当該のノ補足節が、「(し) てほしい」によって要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

先に述べたように、埋め込み節における「の」について、宮島ら[7]は「ノはそれ自体、実質的な意味を担うことはなく、名詞化の機能のみを担う。」としている。こうした文法論的見解は、文の表現に形式名詞「の」を付加しても、当該文が表現する事態と態度が意味的に変容することはなく、当該文の表現が単に名詞化されるだけであるということの意味する。

したがって、文例 1 のノ補足節は、「(し) てほしい」という要求の態度を表す表現によって要求の態度を帯びている。そして、そこに描かれている「(誰かが) PC のバッテリー寿命を 10 時間以上にする」という事態は、要求であると判別できる。

ただし、ノ補足節において「事態+要求の態度を表す表現」の形式をとって表されている内容が、話し手にとって既定であるとは言えない場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例 2: 私は[子供たちが家族旅行に連れて行ってほしいのを]知らない。

本文例では、ノ補足節だけを見れば、「子供たちが家族旅行に連れて行ってほしいがっている」という内容が「子供たち」の要求の態度を帯びて要求を表現しているように見受けられる。しかしながら、主節の表現「知らない」から、当該内容は話し手にとって既定であるとは言えない。このような場合、ノ補足節は要求を表現していないと考えるのが適当である。

コト補足節と同様に、主節が要求の態度を表す表現（語彙的表現）を伴って要求の態度を帯びる場合、ノ補足節に描かれている事態は要求に相当する事態となる。以下の文例を見てみよう。

文例 3: [政府は年金問題を早く解決するのが]望ましい。

本文例では「政府が年金問題を早く解決する」という事態が要求に相当する事態である。

ノ補足節のなかには、述語の補足語のひとつを強調する「～のは～だ」という強調

構文を作るものがある。そこで、強調構文において「{事態/φ} [j]+要求の態度を表す表現+のは」の形式で表されるノ補足節が要求を表現し得るか否かを検討する。以下の文例を見てみよう。

文例 4: 誕生日に自転車を買ってほしい。

文例 5 (強調構文): [誕生日に買ってほしいのは]自転車だ。

文例 4 は、「買ってほしい」を述語とし「誕生日に」と「自転車を」を補足語としており、どちらの補足語も強調していない通常の表現である。文例 5 は、文例 4 を強調構文によって表現したもので、「自転車を」という補足語を強調している。これら 2 つの文例は、意味的には同じである。

文例 4 は、要求の態度を表す表現「(買っ) てほしい」を伴って要求の態度を帯びており、「(聞き手が話し手の) 誕生日に自転車を買う」という事態を要求として表現している。形式名詞「の」が担う機能によれば、文例 5 のノ補足節も同様に要求の態度を帯びている。しかしながら、文例 5 では、事態の表現を構成する補足語のひとつ「自転車を」を強調するために「自転車」が主節に配置されており、ノ補足節には要求に相当する事態の全体像が表現されていない。

極端な場合には、強調構文を作るノ補足節は以下に示す文例 6 のようになる。

文例 6 (強調構文): [望ましいのは]早期の国会解散だ。

本文例は、以下の文例 7 を強調構文によって表現したもので、ノ補足節は要求の態度を表す表現だけを伴って要求の態度を帯びてはいるものの、そこには事態が描かれていない。一方、文例 7 では「(首相による) 早期の国会解散」あるいは「(首相が) 早期に国会を解散する」という事態が要求として表現されている。

文例 7: 早期の国会解散が望ましい。

文例 5 と文例 6 のように、強調構文において「{事態/φ} +要求の態度を表す表現+のは」の形式をとって要求の態度を帯びるノ補足節は、要求に相当する事態の全体像を表現できない。要求に相当する事態の全体像を構成するためには、主節で強調されている補足語をノ補足節に補充する必要がある。

以上のことから、強調構文を作らない一般のノ補足節は要求を表現し得る。そしてノ補足節は、「事態+要求の態度を表す表現+の+格助詞」の形式をとって表され、その内容が話し手にとって既定であり、要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。また、主節が要求の態度を表す表現（語彙的表現）を伴って要求の態度を帯びる場合にも、ノ補足節は要求を表現すると言える。

一方、強調構文を作るノ補足節が「{事態/φ} +要求の態度を表す表現+のは」の形式をとって要求の態度を帯びる場合には、強調構文の形式をとる複文は要求を表

j) [文字列 1/・・・/文字列 N] の表記は文字列 1～文字列 N のどれかひとつを意味する。また、この表記においてφは空文字列を意味するものとする。

現すると言える。ただし、要求に相当する事態の全体像を構成するためには、主節で強調されている補足語を当該の補足節に描かれている事態に補充する必要がある。

5.1.3 トコロ補足節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: 他の人たちは[私たちが社長に辞任することを求めているところを]黙って見ている。

本文例のトコロ補足節は「事態+要求の態度を表す表現（語彙的表現）+ところ+格助詞」の形式で表されており、要求の態度を表す表現として「求めている」を伴っている。この場合、当該のトコロ補足節が、「求めている」によって要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

日本語記述文法研究会[9]は、「[の]を伴う名詞節[k]が事態そのものを、特に意味をつけ加えることなくとらえて表しているのに対し、「ところ」を伴う名詞節は、事態を「場」や「場面」や「情景」としてとらえて表している」としている。こうした文法論的見解から、「事態+要求の態度を表す表現+ところ」の形式で表される表現は、「事態+要求の態度を表す表現」を「場」や「場面」や「情景」として名詞化するが、「事態+要求の態度を表す表現」が帯びる態度を剥奪するものではないと理解できる。

したがって、文例 1 のトコロ補足節は、「求めている」という要求の態度を表す表現によって要求の態度を帯びている。そして、そこに描かれている「(社長が) 辞任すること」という事態は、要求であると判別できる。

ただし、トコロ補足節において「事態+要求の態度を表す表現（語彙的表現）」の形式をとって表されている内容が、話し手にとって既定であるとは言えない場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例 2: 私は[鈴木さんたちが社長に辞任することを求めているところは]見えていない。

本文例では、トコロ補足節だけを見れば、「鈴木さんたちが社長に辞任することを求めている」という内容が「鈴木さんたち」の要求の態度を帯びて要求を表現しているように見受けられる。しかしながら、主節の表現「見えていない」から、当該内容は話し手にとって既定であるとは言えない。このような場合、トコロ補足節は要求を表現していないと考えるのが適当である。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例 3: [児童に授業をまじめに受けてほしいところを]父母たちは見ている。

本文例のトコロ補足節は「事態+要求の態度を表す表現（表現形式）+ところ+格助詞」の形式で表されている。こうした形式で表されるトコロ補足節を含む複文は、本文例からも分かるように、意味的に不明瞭である。この種の意味的な不明瞭さは、文法的な表現形式「てほしい」などによって表される心的態度を「場」や「場面」や

k) 名詞節は、益岡ら[6]の補足節から格助詞を除いたものに相当する。

「情景」として捉えることが、そもそも言語表現として不適当であることに起因している。したがって、「事態+要求の態度を表す表現（表現形式）+ところ+格助詞」の形式で表されるトコロ補足節によって、要求は表現できないと考えるのが適当である。さらに、以下の文例を見てみよう。

文例 4: [彼が玲子とワルツを踊っているところを]希望する。

本文例は、「トコロ補足節+要求の態度を表す表現（語彙的表現）を伴って要求の態度を帯びる主節」という形式をとる複文である。こうした形式をとる複文では、本文例からも分かるように、トコロ補足節と要求の態度を表す語彙的表現（本文例では「希望する」との接続が不自然である。本来、トコロ補足節に接続する述語は「目撃する」、「見かける」等の目撃を表す動詞や、「捕まえる」、「捉える」等の捕捉を表す動詞に限られる[6]。これに従えば、トコロ補足節に、要求の態度を表す表現（語彙的表現）が述語として接続することは、言語表現として不適当であるということになる。したがって、「トコロ補足節+要求の態度を表す表現（語彙的表現）を伴って要求の態度を帯びる主節」という形式で表される複文のトコロ補足節も、要求を表現することはできないと考えるのが適当である。

以上のことから、トコロ補足節は要求を表現し得る。そしてトコロ補足節は、「事態+要求の態度を表す表現（語彙的表現）+ところ+格助詞」の形式をとって表され、その内容が話し手にとって既定であり、要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5.2 疑問表現の補足節

このタイプの補足節は疑問表現で表される。そして、補足節になる疑問表現は選択疑問表現と疑問語疑問表現である[6]。

5.2.1 選択疑問表現の補足節

以下の文例を見てみよう。

文例 1: [就職したいのか進学したいのか]よくわからない[1]。

文例 2: [いま国会を解散すべきなのかどうかを]じっくり考えてみたい。

これらの文例における補足節は、要求の態度を表す表現を伴う選択疑問表現で表されている。文例 1 の「就職したいのか進学したいのか」という選択疑問表現の補足節には、選択肢として「就職したいのか」と「進学したいのか」という疑問表現がある。そして、どちらも要求の態度を表す表現「(し)たい」を伴っている。しかしながら、疑問表現であるが故に、どちらも要求の態度を帯びるか否かが未定である。文例 2 の「いま国会を解散すべきなのかどうかを」という選択疑問表現の補足節には、要求の態度を表す表現「べき」が出現している。しかしながら、これもまた、要求の態度を帯びるか否かが未定である。

l) 疑問表現の補足節では、格助詞の「が」と「を」はしばしば省略される[6]。

このように、要求の態度を表す表現を伴う選択疑問表現の補足節は、要求の態度を帯びるか否かが未定である。このことが意味することは、当該補足節に描かれている事態が要求であるか否かは未定であるということである。そのような事態を要求であると判別することは適当ではない。

以上のことから、選択疑問表現の補足節は要求を表現し得ない。

5.2.2 疑問語疑問表現の補足節

以下の文例を見てみよう。

文例1: [なぜ君に東京へ行ってほしいのか]教えてあげます。

本文例の補足節は、要求の態度を表す表現を伴う疑問語疑問表現で表されている。疑問語疑問表現は、疑問の前提(話し手にとって既定の部分)と焦点(話し手にとって未定の部分)[m]を持つ。本文例の補足節における疑問の前提と焦点は、以下の通りである。

前提(文例1): なぜか君に東京へ行ってほしい。

焦点(文例1): なぜ。

文例1の補足節における疑問の前提は、要求の態度を表す表現「(行っ)てほしい」によって要求の態度を帯びている。そして、要求を表現している。要求に相当する事態は「なぜか君が東京へ行く」である。

以上のことから、疑問語疑問表現の補足節は要求を表現し得る。そして疑問語疑問表現の補足節は、疑問の前提が要求の態度を表す表現を伴って要求の態度を帯びる場合には、その疑問の前提によって要求を表現すると言える。

5.3 引用節(引用の形式をとる補足節)

益岡ら[6]によれば、引用には直接引用と間接引用がある。直接引用では、誰かの発言内容(または、それに準じるもの[n])をそのまま引用し、引用の形式としては「〜と」が用いられる。間接引用には主として、誰かの発言内容(及び、それに準じるもの)と思考内容の引用があり、引用の形式としては「〜と」と「〜よう(に)」が用いられる。

本論文では、直接引用の形式をとる引用節を直接引用節と呼び、間接引用の形式をとる引用節を間接引用節と呼ぶことにする。また便宜上、引用節に現れる誰かの発言内容や思考内容を引用内容と呼ぶ。

5.3.1 直接引用節

以下の文例を見てみよう。

文例1: 教育関係者は[「いじめのない教育環境を作りたい。」と]考えている。

本文例の引用節は「事態+要求の態度を表す表現+と」の形式で表されており、要

求の態度を表す表現として「(作り)たい」を伴っている。この場合、当該の引用節が「(作り)たい」によって要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

本文例の引用節における「いじめのない教育環境を作りたい。」という引用内容は「教育関係者」による発言を直接的に引用したものである。当該引用内容は、そこに描かれている「(教育関係者が)いじめのない教育環境を作る」という事態の発話時に、つまり「教育関係者」が「いじめのない教育環境を作りたい。」と発言した時に、「(作り)たい」という「教育関係者」の要求の態度を表す表現を伴って「教育関係者」の要求の態度を帯びている。したがって、当該事態は「教育関係者」の要求であると判別できる。

以上のことから、直接引用節は要求を表現し得る。そして直接引用節は、引用内容が要求の態度を表す表現を伴って要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

5.3.2 間接引用節

まず、引用の形式「〜と」を伴う間接引用節について検討する。本論文では、このような引用節をト間接引用節と呼ぶことにする。以下の文例を見てみよう。

文例1: お客様は[もっと価格を下げてほしいと]言った。

本文例の引用節は「事態+要求の態度を表す表現+と」の形式で表されており、要求の態度を表す表現として「(下げ)てほしい」を伴っている。この場合、当該の引用節が「(下げ)てほしい」によって要求の態度を帯びるか否かが問題となる。

本文例の引用節における「もっと価格を下げてほしい」という引用内容は「お客様」の発言を間接的に引用したものである。当該引用内容は、そこに描かれている「(誰かが)もっと価格を下げる」という事態の発話時に、つまり「お客様」が「もっと価格を下げてほしい。」と発言した時に、「(下げ)てほしい」という「お客様」の要求の態度を表す表現を伴って「お客様」の要求の態度を帯びている。したがって、当該事態は「お客様」の要求であると判別できる。

ただし、主節の述語が引用内容の存在を否定するような場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例2: お客様は[もっと価格を下げてほしいとは]言わなかった。

本文例は「お客様は、もっと価格を下げてほしいと言った。」の否定であり、「もっと価格を下げてほしい」という引用内容が話し手にとって存在しなかったことを主張している。存在しない引用内容は要求を表現しない。

また、主節が話し手の態度として、話し手が真とは断定できない知識を相手に述べるといった概言の態度[6]を帯び、引用内容の存在の真偽が話し手にとって未定であるような場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例3: お客様は[もっと価格を下げてほしいと]言った{ようだ/そうだ/かもしれない}。

m) 疑問表現における前提と焦点については益岡ら[6]を参照されたい。

n) 例えば、貼り紙、看板、標識の類に書かれている内容である。

本文例の主節は話し手の態度として概言の態度を帯びており、「もっと価格を下げしてほしい」という引用内容の存在の真偽が話し手にとって未定である。存在の真偽が未定である引用内容は、要求を表現しないと考えるのが適当である。以下の文例で示すように、主節が真偽疑問の形式で表される場合も同様である。

文例4：お客様は[もっと価格を下げてください]言ったのか？

以上のことから、ト間接引用節は要求を表現し得る。そしてト間接引用節は、引用内容が話し手にとって既定の発言あるいは思考内容であり、要求の態度を表す表現を伴って要求の態度を帯びる場合には、要求を表現すると言える。

次に、引用の形式「～よう(に)」を伴う間接引用節について検討する。本論文では、このような引用節をヨウニ間接引用節と呼ぶことにする。以下の文例を見てみよう。

文例5：社長は田中部長に[すぐ帰社するように]命じた。

本文例の引用節における「すぐ帰社する」という引用内容は、主節の表現「命じた」から、文の発話時よりも前に行われた「社長」から「田中部長」に向けた命令発言（例えば「田中部長、すぐ帰社しろ。」）を間接的に引用したものである。当該引用内容は「社長」の要求の態度を表す表現を伴っていない。しかしながら、「社長」から「田中部長」への命令発言の間接引用であることから、「(田中部長が)すぐ帰社する」という事態の発話時（例えば「田中部長、すぐ帰社しろ。」のような発言を「社長」がした時）には、当該引用内容は「社長」の要求の態度を帯びていると読み取れる。したがって、当該事態は「社長」の要求であると判別できる。

ただし、文例2～文例4と同様に、以下の文例6～8の引用節は要求を表現しない。

文例6：社長は田中部長に[すぐ帰社するようには]命じなかった。

文例7：社長は田中部長に[すぐ帰社するように]命じた{ようだ/そうだ/かもしれない}。

文例8：社長は田中部長に[すぐ帰社するように]命じたのか？

以上のことから、ヨウニ間接引用節は要求を表現し得る。そしてヨウニ間接引用節は、要求の態度を表す表現を伴わなくとも、引用内容が話し手にとって既定の発言あるいは思考内容であり、主節の表現（例えば「命じた」、「依頼した」、「禁じた」、「誘った」、「希望した」）に依存して、引用内容が命令内容、依頼内容、禁止内容、勧誘内容、希望内容などの要求内容を表す場合には、要求を表現すると言える。

6. おわりに

本論文では、複文の接続節のうち並列節と補足節を取り上げ、これらの接続節における要求表現の可否や、要求を表現し得る接続節はどのような場合に要求を表現するのかを、要求の態度という言語学的知識を利用して明らかにした。並列節について言

えば、順接的並列節と逆接的並列節は要求を表現し得る。補足節について言えば、コト補足節、ノ補足節、トコロ補足節、疑問語疑問表現の補足節、直接引用節、ト間接引用節、ヨウニ間接引用節は要求を表現し得るが、選択疑問表現の補足節は要求を表現し得ない。要求を表現し得る接続節がどのような場合に要求を表現するかについては、本文に記した通りである。

並列節と補足節に限定はされるが、複文の接続節における要求表現に関するこうした言語学的知識は、これによって所与の複文における接続節が話し手あるいは他者の要求を表現しているか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく的確に判別できるようになるという意味で、有用である。この点において、本論文は大森[5]の研究成果を発展させたものであり、日本語ウェブページに記述されている文からの要求抽出という課題の克服に向けてさらに一歩前進したものであると言える。なお、本論文で取り上げなかった接続節（連体節と副詞節）における要求表現に関する検討は今後の課題である。

参考文献

- 1) 金山博, 那須川哲哉: 要望表現の抽出と整理, 言語処理学会第11回年次大会論文集, pp.660-663 (2005).
- 2) 内山将夫, 大塚裕子, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求内容の分析, 言語処理学会第10回年次大会論文集, pp.424-427 (2004).
- 3) 乾裕子, 内山将夫, 井佐原均: 言い換えによる自由記述アンケート回答の要求意図判定基準の作成および検証, 言語処理学会第9回年次大会論文集, pp.230-233 (2003).
- 4) 大塚裕子, 内山将夫, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求意図判定基準, 自然言語処理, Vol.11, No.2, pp.21-66 (2004).
- 5) 大森晃: 要求概念の定義, および要求の態度, 情報処理学会自然言語処理研究会報告, Vol.2010-NL-196, No.21 (2010).
- 6) 益岡隆志, 田窪行則: 基礎日本語文法一改訂版一, くろしお出版 (1992).
- 7) 宮島達夫, 仁田義雄 (編): 日本語類義表現の文法 (下) 複文・連文編, くろしお出版 (1995).
- 8) 仁田義雄 (編): 複文の研究 (下), 山岡政紀: 従属節のモダリティ, pp.309-326, くろしお出版 (1995).
- 9) 日本語記述文法研究会 (編): 現代日本語文法6 複文, くろしお出版 (2008).
- 10) 益岡隆志: 日本語モダリティ探求, くろしお出版 (2007).
- 11) 仁田義雄: 日本語のモダリティと人称, ひつじ書房 (1991).